

「北条氏邦印判状」(逸見家文書No.7)

【書き下し】

永代法度(之)□事

- 一 当年改而申出候、いか様(如何)ニも兵糧を嗜、自然之
籠城つゝき候やうニ可致覚悟、当意市町ニて
かい、其外／＼仕候義、かたく法度ニ候、兼而兵糧致支
度、寄親之藏へ入、可預置事、
一 朝夕も又正月も、一騎合衆ハ、白衣ニもくるしからす候、
冬ハか(紙衣)ミこ、木綿(小袖)こそて可然、夏ハ布かた(帷子)ひら、又ハ
たふかた(桐帷子)ひらもくるしからす候、惣別衣裳(肝)たくハ候而
つゝ入義、無用候事、
一 一騎合衆、何も(給恩)きうをん三ヶ一の馬を乗へし、
たかき馬一円無用候、只今持候馬を取へきハくるし
からす候、左候とて、馬(瘦せ)やせ候事、有間敷事
一 武具(手蓋)ハてかい・はい(佩楯)たてまていたすへし、中間・小者迄
黒可致事、かん(肝要)ようニ候、具足ハ雨風ニ当候ても、そん(損)しさるやうニ可
致候、は(羽織)おりも黒木綿可然候、き(布)れ小旗・さ(鍔)ひ(鍔)法度事
右法度書ハ、陣番普請(繁)しけく候間、如此被仰出候、朝夕
見くるしき為躰、くるしからす候、又黄金・代物支度之者有
之者おん(隠密)ミつにて可申上、則可令褒美者也、仍如件

(天正二年)

い

三月廿日

(印文「翁邦抱福」)

逸見与一郎殿

